議案第５０号

木祖村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について

木祖村福祉医療費給付金条例の一部を別案のように改正する。
よって、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

令和８年　９月１０日　　提　　出　　木祖村長　奥　原　秀　一

令和８年　９月　　日　　議　　決　　議会議長　栗　屋　正　一

木祖村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案

木祖村福祉医療費給付金条例（平成15年木祖村条例第10号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「社会保険診療支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附　則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

木祖村福祉医療費給付金条例（平成15年木祖村条例第10号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（支給申請） 第8条　（略） 2・3　（略） 4　前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が、前条の規定により保険医療機関等で被保険者であることを示す証明書とともに受給者証を提示して療養の給付等を受けた場合には、当該保険医療機関等から提供される情報に基づき国保連又は社会保険診療支払基金から村長に当該療養の給付等に係る費用額その他給付金の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって支給対象者から村長に給付金の支給申請があったものとみなす。 (1)・(2)　（略） 5～7　（略）	（支給申請） 第8条　（略） 2・3　（略） 4　前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が、前条の規定により保険医療機関等で被保険者であることを示す証明書とともに受給者証を提示して療養の給付等を受けた場合には、当該保険医療機関等から提供される情報に基づき国保連又は医療情報基盤・診療報酬審査支払機構から村長に当該療養の給付等に係る費用額その他給付金の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって支給対象者から村長に給付金の支給申請があったものとみなす。 (1)・(2)　（略） 5～7　（略）